

宇田川家蔵板木相続をめぐって

——大沢松庵事件資料——

金子 宏 二
久保尾 俊 郎

はじめに

早稲田大学図書館が架蔵する「洋学文庫」は、江戸期の蘭学等の西洋科学に関する質量ともに優れたコレクションとして夙に知られている。

今回翻刻して紹介する資料は、この内、勝俣銓吉郎（一八七二—一九五九、英文学者。早稲田大学名誉教授）旧蔵のもので、早稲田大学図書館編刊の「洋学文庫目録（仮）」（一九七一年）の後に整理、追加された「大沢松庵安岡家入婿一件書類・関係書簡」六卷である。書誌事項は左記の通りである。

写「天保一〇—一一年」 卷子装 松葉色裂表紙 各巻題簽に標題無記入 六卷に三五通貼込 卷一—九通（外寸三二・六×五六六・四センチ）、卷二—七通（外寸三二・五×七二二・六センチ）、卷三—五通（外寸三二・五×四六七・一センチ）、卷四—五通（外寸一八・四×三七六・八センチ）、卷五—五通（外寸一八・八×三一〇・六センチ）、卷六—四通（外寸一七・四×五二六・五センチ） 印記：勝俣氏旧蔵書、早稲田文庫 請求記号：文庫八・C一四三六（一

本資料は、蘭学の家として著名な宇田川家歴代の著作の板木継承をめぐる訴訟事件に関するものである。⁽¹⁾ 宇田川玄真（津山藩医）の物故を契機として相続問題が発生し、それに関する江戸町奉行所への訴状の案文や、事件に関係した洋学者・関係者の書簡の原本等三五通が卷子六巻に貼り込まれている。⁽²⁾

資料紹介の意義

宇田川家蔵板木の相続問題についての資料は、今までに藤浪剛一、幸田正孝氏によって紹介されている。

初出は、藤浪剛一「宇田川榕庵（未定稿）」（『中外医事新報』一二三〇号、一九三六年四月）である。その中で武田科学振興財団杏雨書屋蔵の「榕庵書簡下書き」（天保十年十一月十三日付。玄真門下生の藤井方亭、渡辺元瑞、戸塚静海、坪井信道宛）が翻刻紹介されている。

その文書には、榕庵の養父玄真没後に、養母ゑいから、安岡家再興に資するために、家蔵の板木の譲渡を求めて強い要請があった経緯と、これに対して玄真門下生の坪井信道と連印で譲り渡す旨の証文を認めて渡したこと、しかし、その一札は養母のたつての願いとして万已むを得ずに書いたものであり、大沢松庵という人物を安岡家養子にするという前提としての証文ではないとして、四人に事件調停の依頼をしたことが記されている。

藤浪氏は、これに関連する他の資料はその時点では見出せないが、宇田川家および調停を依頼した四家の家伝資料に存在する可能性を示唆している。

次に、幸田正孝「宇田川榕庵と大沢松庵のあらそい―『榕庵手簡』と『津山藩江戸日記』―」（『洋学資料による日本文化史の研究』Ⅵ、吉備洋学資料研究会、一九九三年）は、藤浪氏が紹介した「榕庵書簡下書き」（天保十年十一

月十三日付)に加えて、「津山藩江戸日記」中のこの事件に関する部分を翻刻紹介した。

今回紹介する三五通の文書は、これら二点の資料と関連するとともに、藤浪氏がその存在の可能性を示唆した資料に当たる。また、岡村千曳氏(一八八二—一九六四、英文学者、早稲田大学図書館長、同名誉教授)が「勝俣氏所蔵の榕庵遺品中に、大沢松庵より榕庵に差出した『二札之事』といふ詫証文がある」(『紅毛文化史話』)と記している文書そのものが巻二中に含まれており、宇田川家の板木相続事件に関する詳細な経過を豊富に物語る資料である。

各巻ごとの内容について

次に、各巻ごとの内容に触れておこう。

○巻一(九通)。冒頭(一一一 翻刻番号、以下同)は、天保十(一八三九)年十月二十三日付の「申置候覚」である。これは、宇田川玄真没後に未亡人ゑい(栄松院、栄勝院とも記されている箇所がある)が亡夫の遺言として、実家安岡家のため、大沢松庵なる人物を養子とし(この覚えの宛先が安岡松庵(傍筆者)となっている)彼に家蔵の板木と彼女が住まいしている家、家財を譲る覚書である。ゑいがこの時に病床にあつたため、代筆で彼女の爪印が捺されている。

この中に、榕庵(文中では養庵とある)が、養父玄真の弟子である坪井信道と連印の証文があると述べている。この証文の所在は現時点では確認されていない。³⁾ゑいは、覚書を残した六日後に亡くなった。覚書がゑいの爪印がある所から原本と考えられるが、どういう経緯で宇田川家にあつたのかは不明だが、訴訟の結果、最終的には示談で松庵が手を引く事になった際に、宇田川家に渡されたものと推測される。

松庵は、この覚書と榕庵、信道連印の証文を根拠として、安岡家養子と称して板木等の譲渡を要求した(翌年五月十四日付け書肆須原屋伊八(4)の断り状五―五)。だが、この人物の所業が芳しくなく、師である坪井信道と榕庵養父の

宇田川家蔵板木相続をめぐる

弟子阿部仲庵連名で、松庵身分を引き取るという行爲に出た（一一二）。

一―三は、阿部仲庵が奉行所へ松庵の安岡家養子縁組の破棄と住まいからの退去を求めた訴訟に関わるものである。しかし、これには天保十一年四月とあるだけで日付が書き入れてない。訴訟の準備の下書きだろう。松庵は、六月二十九日に逆訴していることから、提訴は榕庵側からあった事がわかる。

以下巻一には、奉行所側の示談にして事を納める意向（この奉行所の意向は、四―三で大橋八郎を介して松庵へも伝えられている）を、津山藩江戸留守居役見習吉田権平を通して宇田川家側に伝えた文書（一一七）があり、奉行所での審議進行に伴う関連書類提出（榕庵代用人福田良叔の松庵訴状への反論「以返答書申上候」一一九）等がある。

○巻二（七通）は、榕庵側からさらなる反論があり、結果として示談が進められて、松庵が訴訟を取り下げ、和解金（身分立行金）二十両を受け内済となった事の関連書類である。

二―一、二―二で、榕庵側は反論として事件の経緯を理路整然と叙述している。榕庵養父玄真が死去し、未亡人ゑいが家蔵の板木の管理が出来ないので、「判木世話」役に坪井信道の弟子青田抱義に任せていた。しかし、抱義が他家の養子になったので、その替りに信道の門下の大沢松庵を入れたとある（二―一）。問題はここから起こった。ゑいと松庵は、宇田川家歴代著作の板行が生み出す利益に目をつけ、これを独占する事を思いついたのだろう。ゑいは、亡夫の実家安岡家再興の元手とする意図で、ゑいの住まいと宇田川家蔵の板木の所有を榕庵に求めた。その根拠は、玄真の遺言とするゑいの覚書（一―一）である。しかしながら、榕庵側は、大病中の養母が正当な継承人である玄真養子榕庵の立会もなく、そうした証文を作ったのは正当性を欠くと主張した。つまり、松庵は安岡家相続という名目で宇田川家の財産を我が物にするという偽りの所業に出たと反論したのである。

これに加えて、松庵の生国長門国に身元調査を行ったところ、国許でも極めて評判の良くない人物であり、葉種間

屋へ養子に入ったが詐欺まがいの事件を起こして出奔した事も判明した(二二二)。

さらにこの文書で、宇田川家の医学および蘭学研鑽の成果を上木(出板)するに当たり、仕えていた津山藩主松平家からの資金援助があったとし、「主家津山殿の金子等御下ケニ相成、上木致し候義ニ而玄真養父之志ヲ継ぎ追々出板致し候義ニ而、玄真存生ニ候得は、中々此の板木自分実家之為ニ可致筋無之、左候得ば、玄真義ハ養家薄し、実家ヲ厚する之道理ニ当り、先祖江対し不孝者ニ相成候」と筋を通してゐる。

そうした玄真が、自分の実家の再興のために宇田川家の財産である家蔵の板木を譲り渡す筈がないとし、この一件は全く後家(ゑい)の心得違いであると断じたのである。

ここに到り形勢不利とみた松庵は、七月二十九日付けで箕作阮甫と戸塚静海に訴訟を取り下げ、爾後の事をこの二人の裁量に委ねるといふ念書を提出した(二二三)。二人は榕庵養父の玄真の門下で当時の蘭学、医学の分野で重きをなしていた碩学である。

その和議書が二―四の「規定趣意書」である。松庵は、榕庵に養母ゑいの「建屋、土蔵共、榕庵江引渡し、其外家財不残、養母所持之衣類不残、板木五通讓状相添」全てを引き渡すといふ決着となった。

その結果、松庵は和解金二十両を受け取る事で、この事については「向後聊以無心ケ間敷義申上間敷候」との誓約書(二二七)を認めて一件落着となった。

○巻三(五通)。この巻は、訴訟の経緯を榕庵側の主張の案文(三一一)と松庵の和議証文、先に触れた『紅毛文化史話』(岡村千曳著)でいういわゆる「松庵託状」(三一二)等である。なお、三一五は、松庵が安岡家相続を破談とし、その条件として要求した板木、ゑいの居宅、家財、金子等一切榕庵へ返上し、和解金をもって爾後一切故障を申し立てないとの誓約書の案文である。これに沿って松庵の誓約書原本が作成されたと思われるが、本資料にはその原

本はない。しかし、三―二での詫状で事は落着した。

○巻四（五通）は、全てが大橋八郎の書簡である。大橋は、榕庵の養母ゑいの弟で、淀藩稲葉丹波守正守（当時寺社奉行）の家臣であった。姉の意向を受けて、大沢松庵の安岡家相続を支持していた。しかし、江戸町奉行遠山左衛門尉景元の配下の与力高橋勇次郎が、榕庵側の坪井信道、阿辺忠庵（阿部仲庵）、福田良叔を役宅に呼び、大橋に事件を仕切る様との指示（つまり示談）がなされた（四―三）。この結果が四―四の内済へとなる。

当初榕庵側になつていた大橋は、榕庵側の文書を見る等して不利を悟つたようである。さらに、町奉行と寺社奉行との間で何らかの働きかけがあつたと思われ（四―二）、大橋が和議の周旋役を任され、榕庵側の訴訟世話人の箕作阮甫、戸塚静海と「内済対談」の呼びかけを行い、和議書への調印を承認した（四―四）。

○巻五（五通）。宇田川玄真の門下生であり、榕庵の友人戸塚静海の箕作阮甫、坪井信道への書簡（五―一、五―二）と大沢松庵が箕作阮甫に会つて話し合うとの書簡（五―三）があり、当時の一流の洋学者がこの事件で如何に腐心したかが伺われる。又、巻一の所で触れた、宇田川家の蔵板を一手に引き受けていた書肆須原屋伊八が大沢松庵の板木引渡し要求を拒絶した書簡（五―五）が含まれている。

○巻六（四通）は、宇田川玄随（榕庵の義理の祖父）の妻の妹すみ（貞隣院）の榕庵宛の書簡である。すみは津山在住で、田中姓。全ての書簡で、玄真妻のゑいが大沢松庵を安岡家再興目的で迎え入れるというのは心得違ひであると繰り返し述べている。

おわりに

以上が宇田川家蔵板木相続をめぐる「大沢松庵安岡家入婿一件書類・関係書簡」六卷三五通の内容の概要である。

筆者（金子）は早稲田大学図書館に勝俣銓吉郎旧蔵資料が入り、洋学文庫として整理がなされてから、この内宇田川家所蔵の板木に関する記録を用いて、「宇田川家蔵板本と『留板』」を「早稲田大学図書館紀要」（第十七号、一九七六年三月）に発表した。

『早稲田大学影印叢書 洋学編』の編纂が一九九三年頃に開始され、この叢書の刊行記念の意味合いもあって、「早稲田大学図書館紀要」第四十一号（一九九五年三月）が「洋学特集号」になったことから、筆者は宇田川榕庵の孫にあたる陽之助が刊行した『地学初歩和解』の重板事件を取り上げ、「宇田川家蔵板物と権利意識について」として小論を掲載した。ここでは、先の留板論の際触れられなかった大沢松庵に関する一連の資料（本資料）が、日本の板権意識、出版史等において重要であることから、遠からず全文を翻刻発表する意図があると述べた。それが今回実現した次第である。資料の翻刻、関連事項の調査にあたり、元館員久保尾俊郎氏の協力を得た。

また、資料の解説に当り、津山郷土博物館学芸員 杉井万里子氏にご教示を戴いた。記して謝意を表します。

（金子宏二記）

注

（1） 天保三年に宇田川榕庵の養父玄真が病氣を理由として隠居すると、後を榕庵が継いだ。津山藩の藩医として同藩の江戸屋敷（鍛冶橋）に住まいした。玄真は深川の隠居所に暮らしたが、天保五年十二月に六十六歳で没する。養母ゑいは深川に留まり、亡夫の実家安岡家の再興を玄真の遺言であるとし、彼女の下で板木の管理をしていた大沢松庵（坪井信道の弟子）に安岡姓を名乗らせて、隠宅と家財一切と宇田川家蔵板本の板木を相続したいと信道等関係者に訴えた。榕庵は、養母への孝行という事もあり、又仲介に立った養父弟子の坪井信道の勧めで一旦は要求を受け入れ、信道との連印の証文を養母に差出した。しかしその後まもなくして、天保十年十月にゑいは亡くなった。

宇田川家蔵板木相続をめぐる

大沢松庵は、ゑいの覚書と証文を根拠として玄真の遺言と言い張り、相続の権利があると主張した。これに対して、榕庵は養父の安岡家再興の遺言はあるはずがなく、家藏本の板木は藩主からの下賜金を資金としており、私的に譲渡するべきものではないと江戸町奉行所へ訴えた。松庵は逆訴する。しかし、彼自身の身元についても疑惑が多く、安岡家を継承するに相応しくないとの国許の調査等が明らかになるなどする不利を悟り、天保十一年八月示談となった。松庵は和解金として宇田川家から二十両を受け取り一切の要求を放棄した。これにより、家藏本の板木は宇田川榕庵が引き続き所有する事になった。

○宇田川家略系譜

玄隨（宝暦五→寛政九） 〓玄真本姓安岡（明和六→天保五） 〓榕庵本姓江沢（寛政十→弘化三） 〓豊斎本姓飯沼（安政四→明治二十）

―陽之助 進一（嘉永二→大正二）

(2) 本資料が一九六七年に勝俣銓吉郎から受入れた時の数量は「六」である。

(3) 榕庵と信道の連印の証文の存在は、本資料にも触れられているが、これが作成された経緯は、資料紹介の意義の項で触れた。

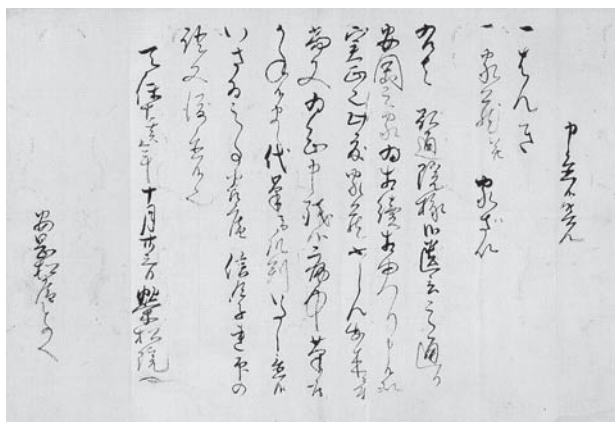
(4) 須原屋伊八（青藜堂）は、江戸の書肆の草分であった須原屋茂兵衛からのれん分けした店で、宇田川玄隨『正説内科撰要』、宇田川玄真『和蘭内景医範堤綱』、『和蘭薬鏡』、『遠西医方名物考』等を出版している。当時盛んになりつつあった蘭学の翻訳出版を手掛け、明和安永以降はこの分野では独占する所であったとされる。

（かねこ こうじ） 元早稲田大学図書館員

（くぼお としろう） 元早稲田大学図書館員

〈凡例〉

- 一、各巻の外寸と各文書の料紙の大きさを適宜附した。
- 一、各文書に巻号とその巻中の順番を示す記号を附して翻刻番号とした。
- 一、文書の差出年号を適宜（ ）で補記した。
- 一、各文書の終りに差出人、受取人についての注を適宜附した。参考資料は『国書人名事典』（岩波書店、一九九三年）、『日本洋学人名事典』（柏書房、一九九四年）、『津山藩江戸日記』（津山郷土博物館蔵）ほかである。
- 一、読みやすくするために各文書に適宜読点を附した。
- 一、解読できなかった文字は□で表記した。
- 一、旧字体の漢字はすべて当用漢字とした。
- 一、捺印は㊦㊧で表記した。
- 一、見せ消ちは文字の左傍に「こ」を付した。
- 一、翻刻は金子宏二、久保尾俊郎が担当した。



卷1-1 申置候覚 (栄松院)

〔翻刻〕

一 卷

〔外寸…三三・六×五六六・四センチ〕

一 一

〔二七・四×四〇・五センチ〕

申置候覚

一 はんき

一 家蔵 并 家ざい

右は、弘通院様御遺言之通り、

安岡之家為相続相ゆつり申候処、

実正也、此度家蔵ふしん出来ニ付、

尚又為念申残候、病中筆取

かね候まゝ、代筆ニ而爪判いたし置候、

いさゐ之事、養庵、信道子連印の

証文渡置候也

天保十^多年十月廿三日

栄松院
(瓜印)

引取申一札之事

安岡松庵とのへ

一 私弟子大沢松庵事、是迄貴家様御隠居へ
差上置、尤栄勝院様并貴所様分内々被仰聞候

義も御座候得共、其後当人仰私存意ニ相叶不申仰有之、
先達而私方江御差戻被下候様申上候処、貴家様ニ而も、
当人身分篤卜御正し被成候処、身元不宣話相聞へ
候へは、此度愈々御差戻し被下候旨被仰聞、則私方へ
引取申候、然ル上ハ、此後当人身分ニ付何様之仰
有之とも、毛頭御苦勞相掛申間敷候、為念引取

栄松院

宇田川玄真(弘道院、弘通院)の妻ゑい(栄勝院)。

天保一〇年一〇月二九日深川永堀町弥兵衛店で死去。

宇田川榕庵の養母。

安岡松庵

大沢松庵のこと。周防国出身で坪井信道の弟子。信

道の師は宇田川玄真であるが、その妻ゑいは松庵を

玄真の実家、安岡家の養子にしようとした。

天保十一子三月廿日

証文如件

坪井信道印

阿部仲庵印

宇田川榕庵様

一一二

〔二四・〇×三三・五センチ〕

宇田川家蔵板木相統をめぐって

坪井信道 寛政七年（一七九五）—嘉永元年（一八四八）。

美濃国出身。宇田川玄真に蘭方医学を学ぶ。伊東玄朴、戸塚静海と並んで三大蘭方医と称せられた。訴訟事件では大橋八郎とともに引合人。

阿部仲庵

宇田川玄真の弟子。北新堀大川端町・町医師。宇田川榕庵の代理で訴状を奉行所に提出。

宇田川榕庵

寛政一〇年（一七九八）—弘化三年（一八四六）。江沢氏の出。江戸大垣藩邸に生まれ、美作津山藩医を務めた。宇田川玄真の養嗣子。この訴訟事件の一方の当事者。

一一三

〔一六・四×六一・九センチ〕

乍恐以書付御訴訟奉申上候

靈巖嶋北新堀大川端町医師

仲安奉申上候、私儀請人ニ相立、

松庵と申者を、小笠原下総守様

御家来医師坪井信道方へ

弟子に差遣置候処、信道師家

松平三河守様御医師宇田川

榕庵養父之実家安岡家相統

人ニ為致度趣ニ而、深川永堀町榕庵

養母隠宅へ差遣置候処、榕庵

養母死去後、松庵儀師匠

信道之存意ニ不相叶儀有之、

師匠之実家相統為致候而、行末

無覚束人物ニ而、破縁致し度趣

信道分榕庵へ申出候間、榕庵も再三

取調へ候処、至極尤之義ニ存、且ツ

当人仮親ニ相成候信道分右様申候

上は無是非、其意ニ任せ破縁致シ

可申旨、榕庵分松庵へ申聞候処、

種々不埒之義申居、承引不仕、

私儀ハ松庵請人ニ相立候義故、

種々理解申聞候而も、強情申募

一円得心不仕、信道并榕庵江対シ、

何共申訳無之、甚以迷惑仕候間、

無是非、今般御訴訟奉申上候、

何卒以

御慈悲、松庵被 召出、信道方へ

退去仕候様、被 仰付被下置候様、偏

奉願上候、 以上

天保十一年四月

靈巖島北新堀大川端町

家主新吉店

訴訟人 仲安

深川永堀町

家主弥兵衛店

相手 松庵

宇田川家家藏板木相統をめぐって

御奉行様

仲安 前記阿部仲庵のこと。大沢松庵の請人。

松庵 前記大沢(安岡)松庵のこと。

一―四 (一四・五×一四・八センチ)

宇田川榕庵様 吉田権平

(封)

今日、町奉行所江御名代之

御名前一寸御記し被遣

可被下候、 以上

(天保十一年)

六月朔日

弥兵衛店

町医師

願人 松庵

家主 弥兵衛

松平三河守様

御医師

相手 松庵

吉田権平 津山藩御留守居役見習。

一一五

〔二三・八×三〇・六センチ〕

御奉行所様

心得 乍恐迷惑難涉仕候ニ付、無是非御訴訟

奉申上候、何卒以御慈悲、相手松庵被召出、

御吟味之上、右安岡家相統筋之儀は勿論、

讓受候板行之儀も、彼此故障不申掛様、被

仰付被成下候様、偏奉願候、已上

松庵 前記大沢松庵のこと。

弥兵衛 深川永堀町弥兵衛店家主。

松庵 前記宇田川松庵のこと。

天保十一年六月廿九日

深川永堀町

一一六

〔二七・八×三四・一センチ〕

(別筆)

「宇田川家蔵板ニ付公事」

私儀、町御奉行所遠山左衛門尉

殿ハ、御尋之義御座候趣ニ而、今四ツ時

御呼出しニ相成候処、私儀病氣ニ

付、弟子福田良叔差出し候処、

於使者間、目安方淺野十兵衛

卜申者被申聞候ニハ、私亡父実家

安岡姓家督之義ニ付、深川永

堀町家主弥兵衛店松庵卜申

者ハ、私相手取願書指出し候ニ付、

来ル八日右返答書持参、可受

吟味旨被申渡候、此段申上候、以上

(天保十一年)

七月朔日

宇田川榕庵

宇田川家蔵板木相統をめぐって

一七七

〔一六・一×二七・〇センチ〕

宇田川榕庵様 吉田権平

貴君様御事、御尋之儀有之候間、

同道人差添、明朔日四時御役宅ニ、

可罷出旨之御直剪紙、町御奉行

遠山左衛門尉殿ハ致到来候、右ニ付

候ニ而は、其筋より御達可有御座候得共、

御示談いたし度義御座候間、乍

御苦勞、一寸御来駕可被下候、

以上

(天保十一年)

六月晦日

吉田権平 前記。

以返答書申上候

一八

〔二六・一×二〇・四センチ〕

松平三河守家来医師宇田川榕庵

煩^{ニ付}、代同人弟子福田良叔申上候、此度

深川永堀町弥兵衛店町医師松庵^ハ、

師匠榕庵相手取相続方之儀、

品々申立御訴訟申上候^{ニ付}、訴状披見

被 仰候、当八日返答書持參可罷出旨

被 仰候、奉畏返答書ヲ以左^ニ申上候、

一 訴訟人松庵申立候は、榕庵養父玄真

実家安岡之家銘先年^ハ退転

致居候等^并板木之始末、專一松庵義、

安岡家之相続致居候様之手続^ニ

取捨、悉文意を取飾し、逸々相違^ヲ

申立有之候、

此段、玄真儀宇田川家之養子^ニ

罷越候跡^ハ、安岡玄脩ト申者^ハ

今般御呼出し之節、私名代^ニ
差出し申候者之儀は、私内弟子

二而

久永源兵衛家来医師

福田良叔

右久永殿は、小日向中ノ橋^{ニ而}

三千式百石高寄合^ニ御座候

宇田川榕庵

一九

〔二六・九×二四六・四センチ〕

相統為致、其後同人病死致シ、

元昌と申忤老人有之、然処、榕庵

養父玄真儀、当七ヶ年以前午年

中相果、其後、右元昌儀若輩

ニ付榕庵手元江引取、医道

稽古中、当四ヶ年以前酉年

七月中是又病死致候故、年久敷

退転致居候訳ニは決而無之、且松庵

申立ニハ、玄真存生中、可然相統人

無之相果候趣申立候得共、玄真

相果候後も、血脈之元昌と申子

有之故、右体之遺言可申置筋

(貼紙)

無之「全之偽」、尚板木之一条ハ榕庵

養母差図ニ依候、松庵身元相糺候上、

安岡相統為致候様相成候ハ、板木

可讓渡旨相統取究、一札ハ同人

医学励之ため、認調印致置具

候様申聞候ニ付、其意ニ任せ相認

宇田川家蔵板木相統をめぐって

榕庵調印、信道も名前書入、養母江

預ケ置、松庵国許生家江掛合子細

無之候ハ、身分貰受候、証書取之

候上、主家江相願、安岡相統為

致候様相成候節ハ、尚又立合表向

夫々及披露、榕庵ハ松庵江右

一札相渡候積りに相談、取究置

候処、養母痛風差重く、病死

致候後、松庵行跡不宣旨相

聞由ニ付、同人身分之手統夫々

探糺候処、実ニ心底不宣

趣相分り、且養母没後右一札

無断も自身所持いたし、養母

所持之有金、其外衣類諸

道具都而自在ニいたし、

剩地景物亦手儘ニ取拵、旁

以難捨置、没シ候養母之実弟

老人有之稻葉丹後守様内

大橋八郎江、右之段、「同藩箕作玩」
(貼紙)

「甫ヲ以掛合、相談之上」当三月廿日

榕庵宅ニおゐて、右信道并身元受

仲庵為立合、松庵ヲ呼寄、身分

引取候様、榕庵「申」渡し、
(貼紙) 信道并

仲庵引取一札榕庵取之、

引渡遣候処、其後ニ至、松庵

如何相心得候哉、変心致候由

ニ而、是迄精しく信道并仲庵

より異見差加候而も、不取用趣、

右ニ付、榕庵江対し難相仲旨

ヲ以、信道兼仲庵分夫々掛合

之上、松庵身分先月廿八日家主

弥兵衛江預ケ、一札取之、御訴訟

可申上手運中、其筋へ御届も

不致、榕庵江も無沙汰ニ翌廿九日

出拔ケ、松庵逆訴致候義ニ而、既ニ

去ル五日南 御奉行所江仲庵分

御訴訟申上、来ル十二日之御裏書、

彼我相訴候旨榕庵方へ届申聞へ、

全松庵身分ハ榕庵養母之

隠居所江差置候迄之ものニ而、

所業不宣故、引取方申渡シ、

身元受仲庵、当人師匠信道

兩人江引渡し、身分ニ付

訴事之義、御吟味可奉受

義無御座候ニ付、没シ候養母

所持之金八拾兩余、并衣類

品々相改、榕庵江引渡し

隠居所早々引払、身元受、

身分引取候様被仰付被下

置度、偏奉願上候、

前書、奉申上候通之始末ニ而、其外、

今般之松庵訴状之内ニ、信道親元ニ

相成、安岡相統致候と之義、安岡性ハ

榕庵存定ヲ以相立候義故、同人

養子と仕、玄真門人中表向夫々

披露不致候なハ、難名乗訳ケ

右ハ全之偽、殊ニ松庵も、安岡

性名乗不申証書榕庵所持罷在、

猶又、養母の遺言状有之趣、訴状ニ

認有之候得共、悉疑敷、養母

死後、中陰中も、聊不承う、專一

養母之義故、榕庵不存義ハ無之

筈、此度之訴状ニ而、始而承知致候義、

右ハ、全取拵ニ相違無之、且又、板木

榕庵方へ差戻し候ハ、金百両松庵江

可渡と之信道分掛合御座候旨、認

有之、榕庵寛更ニ無之、信道江

承候処、同人義も大体之義

申聞候義無之旨ニ候上は、都而

手續取拵候義ニ而(兼)相違無之、甚不敵

之心底被為 聞召、分不筋之

難題不申掛、身分引取候様、被

宇田川家藏板木相統をめぐって

仰付被下置度、幾重ニも奉願上候、已上

天保十一子年七月八日

松平三河守家来

医師

宇田川榕庵煩ニ付

代用人弟子

福田良叔

御奉行所

福田良叔 宇田川榕庵の弟子。小日向中ノ橋

久水源兵衛の家来で医師。病床の

榕庵の訴訟代理人。

御奉行所 北町奉行遠山左衛門尉景元役所。

二卷 〔外寸…三二・五×七一・六センチ〕

二一 〔一六・一×一九二・一センチ〕

乍恐以書付御訴訟奉申上候

一 北新堀大川端町家主新吉店

町医師仲庵申上候、私儀は以前

松平三河守様御藩医宇田川

玄真弟子ニ而、當時前書町

内ニ住宅医業罷在、然処

右玄真は素勢州松坂

出生ニ而、安岡四郎衛門と申もの

悴ニ而、先年ノ御当地に罷在、

前文字田川家之養子ニ

罷成候処、同人儀も出生之

悴無之、戸田采女正様御藩

医江沢養樹悴榕庵と

申者養子相続為致、玄真

儀は隠居仕、妻壱人を連レ

深川東仲町江住居罷在、其

後病死いたし候ニ付、後家

身分養母之儀ニ付榕庵方江

可引取処、後家望ニ付、隱宅

其儘差置、且養母後家

存生中為隠免、玄真并

榕庵名前之板木五通り

附置有之候ニ付、無人、旁板木

世話心得候者不差置候ニは

差支候故、私相弟子坪井

信道弟子之内、青田抱儀と

申者差置候処、他家江養子と

罷成候ニ付引取、跡江矢張

前書信道弟子ニ而、私方ノ

身元受致遣置候長門国

下ノ関出生ニ而大沢松庵と

申もの実体ニも見受、信道

相談之上、榕庵養母隠居

所江最初差置候、抱儀同様

差置、然処東仲町引払、

同所万年町老丁目家主

喜助店借受候ニ付、榕庵、店主

ニ而店受人吉兵衛と申者相立、

住居罷在候、其後、猶又同所

永堀町家主弥兵衛支配地面

借受、家作相建引移り、右普

請中ハ榕庵養母後家

病氣付、追々大病と罷成、

去亥十一月中病死いたし、右

混雑中故、地受等も取極不申、

手儘ニ相成居候中、松庵所

業不宣風聞も相聞候ニ付、

手儘ニ地受等取扱候も難

計、松庵江は勿論、地主才兵衛

井家主弥兵衛江も不筋之儀

無之様、私ハ対談致置候処、

右を忘却いたし、以前住居

罷在候節之万年町老丁目

家主喜助を地受人ニ相頼、

松庵店主ニ相成、地受状取拵

候趣相聞候ニ付、榕庵江届も

不致、勝手儘之取計難心得、

何共不正之仕成シ、榕庵江対シ

不相濟儀、殊ニ榕庵養母

後家没後、同人所持之衣類、

家財、金子八拾両余有之候処、

養母ハ譲受候様申紛、榕庵

方江引渡不申法外至極、殊ニ

身元等も不宣趣相聞候ニ付、

榕庵ハ松庵江身分立去

候儀申渡シ引取候ニ付、私ハ

右信道兩人の榕庵方江

引取一札差出、当人引連罷帰

候後、同人変心いたし、相拒

候ニ付、榕庵江対シ難相濟、

可奉出訴旨夫々江断候処、

地受人ニ相成候喜助儀は

心得違相弁、地受証文

破印致シ、当人身分引渡候

旨弥兵衛并喜助の私并信道江

申聞候間、引取一札相認め、

松庵身分引取として、同人

家主相手弥兵衛方江罷越

候処、同人儀右ヲ違変致シ、

只今坂本町壱丁目左衛門店利兵衛と

友八店

申者地受人ニ相成候故、身分

引渡候儀難成旨答以之

外成次第、右は全家主弥兵衛

儀松庵と馴合、此度同人

身分引渡を故障致候

儀ニ相違無之、何共心外

至極ニ付、今般御訴訟奉

申上候、何卒以

御慈悲相手松庵并同弥兵衛

被召出、松庵は榕庵隱宅

家作并土藏壱ヶ所、家財

不殘、養母所持之衣類、金

八拾兩とも不殘取揃、榕庵江

引渡、身分は私并信道

方江引取候様、且家主

弥兵衛義は当人と馴合、

俄ニ新規之地受等取拵、

松庵身分引渡相妨候

始末、逸々御吟味被成下置

候様偏奉願上候、以上

天保十一子年七月

北新堀大川端町

家主新吉店

町医師

訴訟人 仲庵

深川永堀町

同 弥兵衛店

相手 松庵

右

家主

同 弥兵衛

御奉行所様

御奉行所 南町奉行筒井和泉守政憲役所。

二二二

〔二七・六×一二九・二センチ〕

口上書

一松庵申立ニハ、玄真実家安岡性、先年ハ退
転致居、判木ヲ以相立候様遺言申残シ

候様申立候得共、玄真存生中ハ血脈之安岡
元昌と申者、当四ケ年以前迄罷在、玄真ハ
当七ケ年以前病死致し候義ニ而、右体之義
無之、全之偽ニ御座候、

一後家遺言状有之趣申立候得共、是迄榕庵

ハ勿論、縁類一同不存義、今般初而承り候義ニ而、
全取拵ニ相違無之、後家ヌイ実筆ニハ無之、
此義御吟味可被下候、

一松庵、是迄安岡相統致候様申立候得共、隠宅
之事故無人、旁判木世話心得候者不差置候而ハ
差支候故、以前坪井信道弟子青田抱義と申者

差置、右之者国元江罷越候ニ付、其跡江当四ヶ年

以前分松庵差置候義ニ而、全欲心、発起し後家

ゑいニ取入申進め、大体之義出来候義ニ御座候、

一判木讓者之義ハ、返答書ニも委敷相認め候得共、

去六月中、養母後家差図ニ而、安岡相続

之為め讓候訳ニ而、其節松庵ヲ相続人ニ取極め

候訳ニは無之候故、只安岡と斗リ認め養母江相渡シ

置候、其後去冬、病中大病期ニ至、松庵ヲ以相続人

ニ致呉候様申出、同人義ハ遠国出生ニ而、身元等相分り

不申、得と相糺し、其上主家江も相願、何ニも可仕と

存候処、養母類ニ松庵之式字書入候様被申付、養

母之義故難逆、書入候義ニ而、無程養母は病去致し

候義ニ而、松庵之式字墨色得御披見被下、明白之義

御察し可被下、尤去八日、於御席申立之節、是は

全養母之眼鏡違ひ、如何之取計と相見へ候趣

被仰聞候事ニ御座候、

一松庵身分、信道并仲庵江引渡し候訳は、後家養母

死後、在金、衣類ニ迄手儘ニ致し、其外榕庵江

対し、悪口雜言申掛、誠ニ法外至極之仕成也、

殊ニ、主家ニ河守留守居河内卜右衛門

分松庵国元領主毛利甲斐守殿留守居

半野瀬兵衛江内々身分之義相尋候処、国元

ニ而も至而不正之者ニ而、風聞不宜趣相答、且得と

承り及候得ば、国元ニ而長洲尾郡と申所ニ而、平田

道伯と申者江養子ニ罷成、其節、養家ニ而所々葉種屋

分ハ過分之葉種等引取払、葉札四十両余も取集有

之候ヲ所持、其外養父衣類等迄取逃、出奔致し

候始末ニ而、右借金ニ而養家は困窮ニ落入、道伯ハ此節

盲人ニ相成、立行悪候次第、其外所々ニ而不正之義

も有之風聞承及候義ニ而、当三月廿日信道并仲庵

兩人江引渡し、引取一札取置候義ニ而、決而安岡相続

等為致候義ハ一向相成不申候、

一去ル十二日、南御奉行所ニ而松庵御吟味之上、御

利解被仰聞候は、深川東仲町玄真隠宅壳

払、右代金ヲ以当永堀町江家作相建候得ば

安岡之家とハ難申、玄真死後ハ皆榕庵之

物^ニ而、後家之物^ニは無之筈之義、たとへ後家^ハ

貫請候ても、榕庵差図受不申、万事手儘^ニ

取計、其上勝手^ニ地受等迄取拵、町人別^ニ入候段、

心得違之義被仰聞候、且判木之一札^ハ後家

榕庵^ニ指図致し、安岡相統為相附之義

ハ後家心得違、右訳^ハ此判木玄真養父玄隨

ハ発起いたし、玄隨主家津山殿^ハも金子等

御下ケ^ニ相成、上木致し候義^ニ而、玄真養父之

志ヲ継キ、追々出板致し、当榕庵迄^ニ三代丹誠

之上出板致し候義^ニ而、玄真存生^ニ候得ば、

中々此判木自分実家之為^ニ可致筋無之、左

候得ば、玄真義ハ養家薄し実家ヲ厚する之

道理^ニ相当り、先祖^江対し不孝者^ニ相成候、玄真

程之者、右体私之志有之大業可相成筋無之

筈、素々不筋之義故、今般御上之御苦難^ニ相掛り

候義、全後家心得違、板木ハ宇田川家蔵品

故相返し、榕庵并信道仲庵迄厚相託、別^ニ

安岡相統仕候工夫可有之心得違無之様、得と

相考可申候様松庵^江御利解御座候、

一遺言状之義も、南御奉行所^ニ而ハ代筆等

と申、大病期^ニ至当人^ハ老人^ニ而養子榕庵外一同

不存、遺言状疑敷義^ニ而、取用難申旨^ニ御座候、

全此度之趣意ハ、後家病死後、在金衣類等

も多分有之、殊^ニ右一札養母^江渡し置候義^ニ付、

家主弥兵衛、地主才兵衛、養母弟大橋八郎

此度先月廿六日新規之地請人^ニ相立て、坂本町壺丁目

友八店利兵衛一同申合、安岡相統致し

候様申成し、手続取拵、過分金子掠取、夫々

割符致し候工^ニ而、実^ニ欲心より事起り、既^ニ

松庵申にも有之、過分之金子受取候ても

夫々遣し不申候て相成不申、少々^ニ而は足り不申

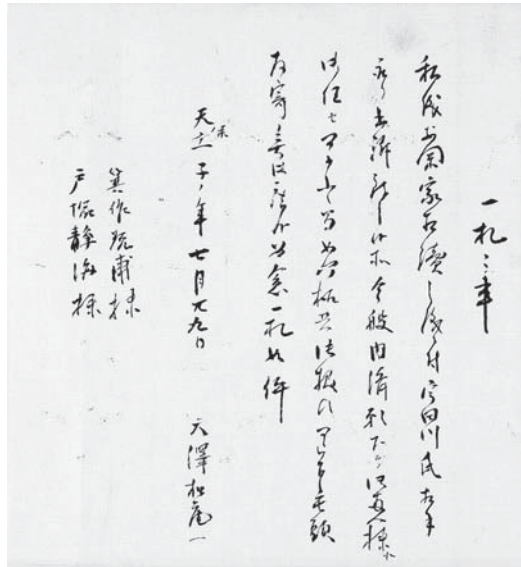
等申候、風聞得と承り候、右之者共申合、榕庵ハ

養子相統、殊^ニ屋敷住居^ニ而公訴ヲ恐候

義と見侮り、右体取計候段、誠^ニ心外至極^ニ

付、此段は仰^合御吟味可被下候、以上

上



卷2-3 一札之事 (大沢松庵)

一札之事

私儀安岡家相統之儀ニ付、宇田川氏相手

取り出訴致し候所、今般内濟願下ケ、御兩人様江

御任セ可申上候間、如何様共御扱ひ可被下候、毛頭

存寄無御座候、為念一札如件

天保十一年七月廿九日

大沢松庵 (瓜印)

箕作阮甫様

戸塚静海様

箕作阮甫 寛政十一年(一七九九)―文久三年(一八六三)。

美作国津山出身。文政五年(一八二二)藩医として

江戸に出て、宇田川玄真に蘭学を学んだ。この訴訟

事件の世話人。

戸塚静海 寛政十一年(一七九九)―明治九年(一八七六)。

二一三

(二七・五×二五・五センチ)

遠江国掛川出身。文政三年（一八二〇）江戸で宇田川玄真に入門。箕作阮甫と同じく訴訟事件の世話人。

二一四

〔三一・〇×一九三・八センチ〕

〔前文と申候は訴訟人願書之文面ニ御座候〕
（貼紙）

規定趣意書

前文略

一 松庵儀安岡相統難致段、今般相弁

信道仲庵兩人方江身分引取候筈、

依而は永堀町居宅之儀は榕庵養母

隱宅之事故、建家土藏共榕庵江引渡、

其外家財不殘養母所持之衣類

不殘、板木五通讓狀共相添、夫々

榕庵方江引渡、同人受取之候上は

宇田川家藏板木相統をめぐって

榕庵方ニ而も申分無之、依而は有金

之分不殘松庵江差遣し、猶其上身元

行立金も与遣し、松庵受取之、且同人

儀榕庵を相手取奉出訴候次第、尚

師匠信道申付を難渋いたし、又は

仲庵存意ニも不任次第は心得違

相弁、取扱人ヲ以銘々江相託、且家主

弥兵衛儀は松庵身分預り書差出

差置、榕庵屋敷留守居方并榕庵江

沙汰も不致、出訴為致候段は、不念

之至相弁、榕庵江及挨拶候上は、

以来双方無申分、熟談内済仕度

奉存候間、何卒以 御慈悲御吟味

御下ケ被成下置候様偏奉願上候、以上

天保十一子年八月朔日

北新堀大川端町

家主新吉店

町医師

訴訟人 仲庵

深川永堀町

家主弥兵衛店

町医師

相手 松庵

右

同 弥兵衛

右

訴訟人 松庵

松平三河守家来

医師

宇田川榕庵

煩ニ付代

同人弟子

相手 福田良叔

小笠原弾正少弼家来

医師

引合人 坪井信道

稲葉丹後守家来

同 大橋八郎

御奉行所様

前書之通り御両所御立合

被下、仮規定取究、前文之趣意

通り相認、御吟味御下ケ願書

差上候筈ニ取究候ニ付、双方

違変無之ため調印仕置候

已上

右

仲庵[㊦]

松庵[㊦]

弥兵衛[㊦]

福田良叔[㊦]

坪井信道[㊦]

大橋八郎[㊦]

二一五

〔三〇・九×四二・九センチ〕

仮一札之事

一金貳拾兩也

右は貴殿俄安岡家相統難被致、

此度身分被引取候上は、拙者共取扱

ヲ以宇田川家分書面之金子貰受、

貴殿身元行立金として相渡候処、

相違無之候、貴殿方分宇田川家迄

引渡もの相濟候節、右金相渡可申候、

夫迄仮一札仍如件

天保十一子年八月朔日

箕作阮甫[㊦]

戸塚静海[㊦]

仲庵

前記阿部仲庵のこと。

松庵

前記大沢松庵のこと。

大橋八郎

宇田川玄真の妻えい（栄勝院）の実弟。寺社奉行稲

葉丹後守正守家来。坪井信道とともに訴訟の引合人。

宇田川家蔵板木相統をめくって

大沢松庵殿

二一六

〔二八・〇×二一・三センチ〕

一札之事

一金子貳拾兩也

右私江之御手当金仮一札槩ニ

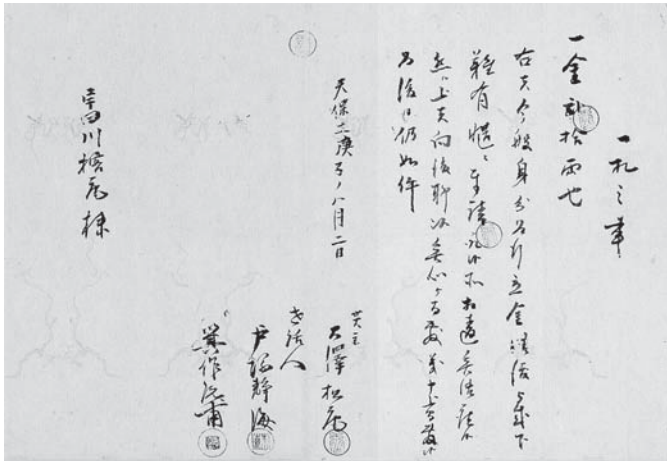
受取、金子御渡被下候節、此書付と

御引替可被下候、以上

天保十一子八月朔日 大沢松庵 印

箕作阮甫様

戸塚静海様



卷2-7 一札之事（大沢松庵、戸塚静海、箕作阮甫）

宇田川榕庵様

二一七

〔二七・六×四〇・〇センチ〕

一札之事

三卷

〔外寸…三二・五×四六七・一センチ〕

一金式拾両也

右は今般身分為行立金御渡被成下

難有、慥ニ奉請取候所相違無御座候、

然ル上は、向後聊以無心ケ間敷義申上間敷候、

為後日仍如件

三一

〔二九・二×二六四・三センチ〕

乍恐以始末書申上候

一松平三河守家来、医師宇田川榕庵申上候、

此度、北新堀大川端町新吉店町医仲庵

より、深川永堀町弥兵衛店松庵并右弥兵衛

兩人江相掛候不法出入并右松庵分私を相手取

奉逆訴候同様之出入一同、当時当

御奉行所御吟味中ニ御座候処、去ル廿七日

御呼出有之、為引合大橋八郎、坪井信道

をも被召出、一同御吟味之上、松庵分

天保十一庚子ノ八月二日

印

貫主

大沢松庵印

世話人

戸塚静海印

箕作阮甫印

宇田川家家蔵板木相統をめぐって

板木不殘相返候^而も、安岡相統は難為

致候は、右始末書面ニ認可差上旨被

仰聞之趣奉畏左ニ申上候、

此儀、松庵身元不宣、相統難為致趣意は、

仲庵^ハ差上候訴状并私^ハ差上候返答

書之内ニ、一通り訳柄認上置候通之

次第ニ有之、其上、安岡相統取究候ニ

おゐては、養母一己之存意^ニ而、相統

可相成筋^ニ無之、^{〔貼紙〕}「主家^江も私^ハ彼^ハ介^ハ仕^ハ廉^ハ

^{〔貼紙〕}願濟之上^〇願濟之上^〇安^一

^{〔貼紙〕}關家^一〇相統取究不申候^而は難成儀、

歴然相分り候儀を、惣^而私^江内証^ニ而

養母^ハ存^ニ審^ニ之^中趣^ヲ以^テ遺言状等取扱

候始末、全私^ヲ横除^ケニ致候取計、

今般之松庵訴状、尚同人申立^ニ而、

不正之遺言状有之訳、初^而發明、何共

難心得、右様成心底之ものは、安岡

相統決^而難為致、且は第一、当春、

松庵身元相応^ニ候ハ、相統願可

致遣心得^ニ而、松庵身元遠国^之

儀^ニ付、耽^ト之^ハ之^ハ糺難行届、私屋敷

留守居^方江^{〔貼紙〕}「相頼^ミ」、松庵生国^之御

領主御留守居^方江問合相願、

御先柄^ハ御返答^之趣^ニ而は、甚

身元不宣趣^ニ御内糺濟^之趣、右^ニ

付^而は、松庵儀「安岡相統人^ニは」

難相成旨、私屋敷「支配頭」^ハ

急度申「聞」^{〔貼紙〕}有之候分^之儀、尤右

始末は諸親類相談之上、八郎^江も

申聞、松庵呼寄、立去^之儀申渡、

仲庵信道^江引渡遣候次第^ニ有之、^{〔貼紙〕}

殊^ニ、此節得^トと様子承届候^處、^{〔貼紙〕}

出生実^ニ賤生^ニ而^其上^周防

国小郡平田道伯^方江養子相統

致し、多分金子所持、其外不宣風聞

^ニ而、養家出奔仕、身元不宣義は、

明白ニ相分り候上は、後難之義も難計」

且又「作州」ニ罷在候、宇田川家血脈之

伯母(貼紙)も不同意之旨書通ヲ以申越

有之、尚又玄真門人中も、右体不学

不所存之、松庵義、師家実家安岡

相続人と仰候も、実に外聞も

不宣趣ニ而、一同不承知

申之、第一」

(貼紙の下)

「不承知之△

伯母も安岡相続は難為致

△旨書通を以申越有之、猶又

(右体不学不所存之○)

玄真門人中も○松庵儀安岡相続

(師家実家之相続人と仰ニても外聞も不宣趣ニ而△)

為致候而は△一同不承知申之、第一」

松庵俄師匠信道申付を背、又は

私を相手取及出訴候心底、甚不敵

之至ニ而、相続致度候ハ、折合穩ニ

宇田川家家藏板木相続をめぐつて

申入方も可有之処、「人倫」之道も

忘却いたし、右様の始末申立

旁以、今更私方ニおゐて、勘弁之

次第は無之儀ニ乍恐奉存候。

前件之始終、私罷出可奉申上処、先達而中る

難出時疫之症ニ而引続打臥罷在候此節は

少々快方ニ趣條得共起席も難成次第ニ而、

無余儀不顧恐も、弟子ヲ以御請答

奉申上候、何卒出格之以 御慈悲

諸色引渡、身分早々引取候様、被

仰付被下置度、偏御仁慈奉願上候、以上

天保十一年八月三日

松平三河守家来

医師

宇田川榕庵

煩ニ付代弟子

福田良叔印

御奉行所

天保十一年八月六日

大沢松庵^印

御奉行所 前記北町奉行遠山左衛門尉景元役所。

箕作阮甫殿

戸塚静海殿

三十二

〔二四・五×三一・二センチ〕

差上置一札之事

一私儀、宇田川隱宅ニ罷在候内、普請諸入用、

其外諸雜費払方取扱、且又地代町入用等

未進払残等、一切無御座候処、実正ニ御座候、^印

万一買掛り払残并借財等、有之候旨、申出候者

御座候ハ、私何処迄も罷出、急度申開、貴殿方江^印

毛頭、御世話相掛ケ申間敷候、為後日、仍而証文

如件

三十三

〔二二・一×一四・〇センチ〕

箕作阮甫殿 栗原玉城

(封)

宇田川榕庵義、差扣不

及其儀旨仰出候、此段

御達可有之候、以上

(天保十一年)

八月八日

栗原玉城 津山藩大目付役。

天保十一年八月廿一日

深川永堀町

家主

弥兵衛^印

宇田川榕庵様

福田良叔様

三十四

〔三一・七×三四・五センチ〕

入置申一札之事

一先達中、私店地面江家作被成候建家書藏共、

今般、私方へ御讓被下引取申候、尤去六月中及

公訴候松庵義は、分柄有之者^{ニ付}、名前等書替

候ても、同人差置候義は嚴敷御断御座候段、委細

承知仕候、然ル上は松庵差置候義は答仕間鋪、万一

右体之取計等仕候て如何様被申置候共、一言之義

申訳無是候、為念差上置候一札仍而如件

三十五

〔二八・〇×四六・二センチ〕

奉指上一札之事

私儀、安岡家御相統之義^{ニ付}、師

命違背仕り、剩へ貴家様を

御相手取及出訴、心得違之段恐

入候義ニ奉存候、此度御内済、願下ケニ

宇田川家藏板木相統をめぐって

被成下候上は、御破談之義承知仕、安

岡家へ御付属之板木一札、其外

御家財有金共不残返上仕、永

堀町御隠宅、早々退去可仕候、然

処、格別之御仁慮ヲ以て、私向後

立行之為メ金一被下置、冥

加至極、難有仕合奉存候、然ル上は、

已来、安岡家の相続之義ニ付、

一言之故障も奉申上間敷候、為

後日仍而証文如件

年号月日

大沢松庵

(ママ)

(ママ)

宇田川榕庵様

(別紙)

〔二一・三×二六・〇センチ〕

主家へ、私役介仕度段願濟之上、安岡家相続、

松庵儀役介ニ有之度願出候義は、難相成と而申聞有

之

四卷

〔外寸…一八・四×三七六・八センチ〕

四一

〔二四・五×四二・〇センチ〕

榕庵様

八郎

拝見仕候、如被仰甚寒

御座候処、愈御安泰被成、

御勤奉寿候、然は松庵事

ニ付、信道書通為御見一覽

仕候、右様之儀は、此間同人分も、
何カにせて書立為見候らんも、

小子入用之儀ニ無之故、相応

之挨拶申遣候、松庵事、

此後、如何様之悪事ニ而も

仕出し候は、格別養子ニいたし

候ニ付而は、栄松院申置候

筋も有之候、且は病死後、

間も無く破縁なとし申候事、

於小子、御挨拶難及御座候、

右等は拜見ニ而申度候得共、

繁用ニ而、其儀不御仕候、右

貴酬、早々以上

(天保十一年)

十二月廿二日

尚々坪井様向返進

仕候

宇田川家蔵板木相統をめぐって

八郎 前記大橋八郎の事。四卷は五通とも宇田川榕庵の養母
いの実弟大橋八郎の書簡である。

四―二

〔二五・七×七九・七センチ〕

榕庵様

八郎

拜見仕候、如被仰暑甚

御座候処、愈御安泰

被成候様奉寿候、

然は松庵儀ニ付、仲庵分

公訴ニ及ひ可申所存

之由之処、松庵分公訴

いたし候ニ付、北御奉行所へ

御呼出候^ニ而、右返答書

御出候之由、承知仕候、

扱々恐入候次第^ニ

御座候、左候得は、

小子儀は、主人方へ、

右之趣相届置

申度御座候間、今日

被差出候返答書之

御扣被遣可被下候、当時、

主人寺社奉行

相勤候^ニ付、右様之儀

甚以難儀^ニ御座候、

如何様之次第^ニ相成、

小子名前、万一奉行所へ

出申間敷儀も難計

御座候間、前文之通

御返答書之扣、早々

被遣可下御座候、

御心配之御事と

さつし入候、先は

此段御報、早々已上

(天保十一年)

七月八日

四一三

〔二五・八×七九・一センチ〕

榕庵様 八郎

残暑之節、愈御平安

珍重奉存候、然は明廿七日

貴様一儀^ニ付、遠山

左衛門尉殿役宅江、御

呼出、此度公訴江

相及一件、拙者江

万端取扱候様、同所
与力高橋雄次郎

を以被仰出候、依之

明廿九日、其御宅江

拙者罷越候間、左之者共、

呼寄置候様致度、

尤昼頃罷越候間、

夫迄ニ一同罷出居

候之処、被仰遣候様

致度、此段申入度

如是候、早々以上

坪井信道

阿辺忠庵

福田良叔

(封)

(天保十二年)

七月廿八日

阿辺忠庵 前記阿部仲庵のこと。

四一四

〔二六・〇×五五・七センチ〕

箕作阮甫様

戸塚静海様 大橋八郎

貴酬

昨日は久々ニ而拜眉喜

申上候、其後愈多繁

之御事奉寿候、扱、今日

一件内濟御対談ニ付、

罷越候様、承知仕候、

然処、当番^{ニ付}、終日

他行、難相成候、尤代

之者にて出可申候へ共、

夫^{ニ而}は、印形等渡

候儀難相成、依之

何卒、今晚歟明朝、

右御内談濟之書面、

宅迄被遣被下候様致度、

其節、一覽之上、印形

いたし可申候、此段

貴答

早々以上

(天保十一年)

八

七月朔日

四一五

〔二五・九×六九・八センチ〕

箕作様

大橋

貴酬

奉拝見候、猶暑御座候処、

愈御安健被成、御勤奉

寿上候、扱先日中は、一件

に付、彼是御心配之事共、相願

候之処、安々御厚意之

御取計を以、早速和談

相濟、不浅仕合、奉謝候、

是分は、いまた取紛、御挨拶

ニも罷出不申候段、御仁恕可

被下候、扱亦、先日御光駕之

節、御物語御座候永堀丁

隱宅之儀小子江申受候処、又候

貴家江相願候由^{ニ付}、段々被

仰下候趣、毎々憚候至極之儀

辱奉存候、先達榕庵分も

紙面を以申し越候段々之心入

浅からず、怯悦仕候、右は先日も

申上候通、望無御座候間、不

悪致候様、榕庵へも仰合可

被下候、且右家弘代料三而

御取計可被下候段、彼是

思召之礼奉謝候得共、是又

同様之事則申受候も同事、

忝次第三御座候、右等之之趣

有之、其仰合可被下候様、乍

憚奉願候、余は拝眉

可申述候得共、先ハ惟迄、

早々如右御座候、已上

(天保十一年)

八月九日

尚以先日は早朝遊参、

御手数数之段奉恐入候、乍未

御家内様へもよろしく被仰洩

可被下候、早々以上

箕作 前記箕作阮甫のこと。

五卷 [外寸…一八・八×三二〇・六センチ]

五一― [一五・九×六五・〇センチ]

紫川君 亮

連霄御同慶奉存候、

一昨日、松庵入来、又六ヶ敷

事申參候、大意ハ、私事

安岡の家ヲ立可くと致候へハ

師命ニ背き、背かさらんと

欲すれハ安岡の家立不申、一身

兩端致方無之候間、家財、残

金ともニ大橋江附し、一周忌

之間近と而、是非安岡家相続

之人物ヲ以て、大橋、宇田川家

等にて相続致させ候を見候ハ、

退隱致心得ニ御座候、尤坪

井家ハ私如きもの相続致させ候

事相成不申と之事候へハ、

早速、彼家をも立去り、私ハ何

にも構ひ不申候、万事大橋ニまかせ、

大橋ハ宇田川家江相談致し

候は、私ハ争主ニ相成不申候ニ而、

左様致心得にて之事ニ而候、

右之如クニ相成候と、却て六ヶ敷懸

合ニ相成可申候、扱々困却之至

奉存候、其上又、松庵所江、須原屋か参り、

貳百金と申ス仲人にも入候よし、

私も百金の外、二三十金もと申事、

先日申し候、又々須原屋ハ貳百

金と申ス中人入候而は、以上之

慾心増長致し可申候、下拙は

皆愚何とも持あまし申候、彼等

余程術数ニ長し候ニ而、万事

御油断なく、御計策專一と

奉存候、右少々申上候、以上

(天保十一年)

正月廿七日

亮 前記戸塚静海のこと。通称を亮斎といった。

紫川 前記箕作阮甫のこと。紫川は号。

五十二

〔一四・五×四四・五センチ〕

畳屋

長堀町

吉兵衛様

松庵

目通ニ相成候処、御家内様

益御機嫌よく被成御座、目

出度奉存候、然は先日は安

度罷出御世話ニ相成、重々

難有奉存候、尚又其せつ

被仰下候事、今日大橋へ参り、

御話仕候所、此方へ今少し

存寄御座候也にて、暫く

御見合被下候様、被仰候間、

左様思召可被下候、且又

地受之儀は、追々御迷惑ニ

相成候而も氣の毒ニ奉存候間、

此義も今暫く御断申上候、

是も大橋々左様被仰候

間、御承知被下候様奉

頼上候、先ハ右之段申上

度、如此ニ御座候

〔天保十年〕

十二月二十九日

尚々此品は、甚輕少ニ

候へとも、歳暮之印

迄ニ進上致候間、御受

納被下候様奉頼上候、已上

吉兵衛 宇田川玄真が隠居した深川東仲町の隠居所の店主で大

沢松庵の店受人。

宇田川家家藏板木相統をめぐって

五十三 〔一五・八×七七・〇センチ〕

木場様 桜田

弥御安康可成御座奉

賀上候、然は此間松生入来、

扱六ヶ敷事を申候、大意ハ、安岡

の家を立されは栄松院と申ス

養母ニ背き、立れば師命ニ背く、

とかく私か身の安しん所無之候故、

留板はしめ家財尽く大橋ニ附シ、

大橋と宇田川の掛合ニまかせ、

私にて相続よろしからすとて、さる

誰成とも相続させ可然、私は安岡

の家百年の基の出来候而、相続

人相立候ハ、隠居にても致し可申と之事、

さすれハ師命ニ背かず、養母

の遺命ニ背かずと申もの、若又

安岡家督人無之と申す時ハ、其時ハ、

私罷出、大橋ニ屹度掛合而、是非ニ

取立申すとの事、今度ハ慾ヲ

離れたる口上、是にハ責むへきの

口なく、私も困却仕候、本主松庵か

争主を離れ、大橋か主ニ相成候ハ、

猶六ヶ敷相成可申候、松庵か主意ハ、

私か争主ニなれハこそ、坪井にて御門

人争そわせてハ不相濟と申せとも、

私さへ引て仕舞ハ、坪井ハ自も指ス

事ハ出来ぬ、と申さぬ計りの口氣ニ

聞え申候、私ハ何とも決着の了

簡附き不申と申て帰申候、定し

参上致し右之段可申上候、

能々御熟思、御返答被成可然候、

余程今度ハ六ヶ敷出様と奉存候、

其上又、不思議の事ニハ、須原やハ、

貳百両にて仲人ニ立候由、尤当金百

両あと百両ハ五年賦の由、私が百両と

貳十両つ、二三年と申た口の跡る、

直ニ二百両と継ぎ候故、是ハ三百両

にも相成候歟と、又六ヶ敷事を巧ニ

申スカもしれず、何とぞ計策の

元か固まり不申は、出来候間敷候、

能々御熟考ものと奉存候、右艸々

申上候、已上

(天保十一年)

正月廿八日

桜田 前記戸塚静海のこと。天保二三年(一八四二)桜田にあつ

た薩摩藩の江戸詰藩医になった。

木場 前記坪井信道のこと。文政二二年(一八二九)深川上木

場に開業。

宇田川家家蔵板木相続をめぐって

五一四

〔一五・九×三〇・一センチ〕

箕作先生

大沢松庵

御報

拝

(封)

御翰算被下難有

拝見仕候、然ハ被仰下候

通り、明朝早速罷出

可申上候、先ハ御報旁々

申上度、如斯御座候

頓首

(天保十一年)

正月十九日

尚々、毎度御人被下千方

難有御座候

(天保十二年)

五月十四日

五―五

〔二五・九×四九・七センチ〕

安岡松庵様

須原屋

尊下

伊八

(封)

益御安康可被成御由

奉賀上候、然は御翻訳書

御板行相渡仕具候様、

被仰聞候得共、右御品は

宇田川榕庵様の御渡

申上候義、御差留御座候ニ付、

無輟此段御断申上候、

先ハ右之段申上度如斯

御座候、以上

二啓申上候、製本之義相願

候所、御承引被下候得共、為

急段、治衛様御達申上候後ハ、

摺定之義、御沙汰有之候迄、

暫見合可申候様被仰聞候、

此義如何仕候哉、御伺申上候、

何分宜敷奉願上申候

安岡松庵 前記大沢松庵のこと。

須原屋伊八 浅草茅町二丁目儀八店の書肆。『医範提綱』『和蘭

薬鏡』『遠西医方名物考』『遠西医方名物考補遺』

などの宇田川家の出版物の板木を預かった。

六卷 〔外寸…一七・四×五二六・五センチ〕

六一一 〔二四・六×一五六・六センチ〕

返し、とかくいまた

ことの外かんしはけしく

おはしまし候間、折角

御大事ニ御つとめ被成候やうニ

十二月廿四日出之御手紙

そんしまいらせ候、くれくも

拝見致申候、いまた

安岡家之あとたて

朝寒さりやらす候へとも、

させ候義は、いらざる事ニ

益々御揃被成御さまくにして、

御さ候、左様ニおほしめし

宇田川家家藏板木相統をめぐって

御勉被成候御事、数々

被成可候、以上

御めて度そんしまいらせ候、

扱はひといは、おそそつニ

かうてん相そない候所、

御ねん入、又々御あいさつ、

いたみ入申候、さては

深川之義、いさぬに

くわしく仰被下、つふさニ

しようち致申候、

こう道院門人つほゐ、

これハ新類同様ニ被成候、

其人より榮しよう院へ

付置候大沢松庵を、

こう道院しつ家あと

安岡家相立させ候

そんしよりにて、宇田川家

ニ付候大切の板木など、

皆松庵へゆつりわたし

申へしやくそく致置候、

死去後ニいたり、右松庵

と申もの、とくと身元

御たたし被成候処、

風来物にて、そのうへ

殊の外悪人ものニ御座候而、

信道氏其外御門人、

はだん之御相たんニ御取かゝり

被成候処、榮しよう院弟

大橋八郎と申物、なにか

しよく之ようすにて、

松庵しりもちいたし、

ことの外御心はい被成候

よし、御もつともニ存候、

榮しよう院そんめい中ニ、

その御相たん致置候

事や、またハいつかふニ

其御そうたんもなく、

ふこう後ニいたり、兩人

申出候事や、いかゝやと、

まつたく、榮しよう院

心ゑちかひとそんし候、

まつたく宇田川家の

新類も御座なく、御それ殿ハ

義りある事、わたくしは

遠路の事、ま事ニく

申たき事ばかり

もふし候とそんしまいらせ候、

深川御いんたく、其外

うた川家ニ付候大切な品、

けつしてゆつり候事

御無用ニ御座候、

まつたく、榮しよう院

大心得ちかひなる事ニ候、

わたくしニおきても

ふしようちニ御座候間、

此義ニおいて御それ様

ぎりを御たて被成候ニハ

及不申候間、嘸し何かく

御しんはひと御さつし

申まいらせ候、

まつとよ用事のみ

御返事、まはらぬ筆、

其うへめあしく

御よめかねと、

御すいらん被下可候、

めてたく

かしく

(天保十一年)

正月廿四日

(封)

田中 おはふ

宇田川榕庵殿へ 御返事

〔田中おは 宇田川榕庵の義理の祖父、宇田川玄隨(槐園)の妻

の妹、おみす(貞麟院)。六卷の四通はすべておみ

すの書簡。訴訟の時、美作国津山在住。〕

六―二 〔二四・九×一五四・九センチ〕

返し、日ましに御さむさニ

相なりまいらせ候ま、まつかくく

御いとい被成、御大事ニ

一筆申あけまいらせ候、時之柄

御くらし被成候やうニ、いのり上まいらせ候、

朝夕はよほど暮よく

このかた、のりをはしめ、いつれも

相成り申まいらせ候、まつく

度々御寄の御しなく之

その御ふたり殿、御揃

御礼あつふ申上度

御さまらしくよひ御暮成

まいらせ候、さてく

なされ候御事、かつく

まはらぬ筆、其うへ、めあしく、

御めて度、くわしく

無し御よめかねかたく候、

御様右承りたく

よくく御よみわけ

そんなしまいらせ候、此方いつれも

ねかひ上申候、

無事にくらしまいらせ候、

何ふんく後之御たよりニ

御安事被成ましく候、

申あけまいらせ候、

まつとよ御礼申上候、

万々めて度かしく

先たつては御めつら敷

御さもし、遠路之所

送り被下、此地にては

御めつら敷御符にて

皆々打寄御しうくわん

いたしまいらせ候、さつそく

御礼御文あけ候はつ之所、

元遇、其うへ少々

持病にて、久くすくれ

申さつ、心之外ニしんくわぬ

御ふさた、思召の所、御ゆるし

被下まいらせ候、さては

みつくり氏御出之せつ、

いさゝくわしく承り、

さてく御あんし申まいらせ候、
其後いつかふ御無さた

致しまいらせ候て、御様子

相しれ不申、いかよふニ

成り候や、今もつて

かたつき不申候や、いか、やと

御あんし申まいらせ候、くわしく

御様子承りたく、御まち

申上候、嚙々御しんはいニ

思召候御事、御さつし

申あけまいらせ候、あらく

栄しよう院、心ゑちかいニ

御座候所にて、御しんはひ

御同前ニしんくわいニ

そんしまいらせ候、栄しよう

そんめい中ニわたくし

承り候へば、身ふしう

なからも、わたくしより

申遣し候方も御座候ニ、

あとニ成り、致かたも

なくさんねんニ存まいらせ候、

何ふんニ相すみ候は、

御しらせ被下候様ニ

相まち居申まいらせ候、

さてく大御無沙汰

御ゆるし被下可候、

何もく用事のみ、

万々

めでたく

かしく

(天保十二年)

八月廿四日

六一三

〔二四・六×四五・六センチ〕

一こう道院そん命中、

安岡家、松庵江相たて

させ候やうなる義とも、

御たれ様へ相たんなど

御さ候や、こう道院、

元來、宇田川家江

参り、安岡家を

其ま、ニ致置候間、

門人にてあとたてさせ

度ふくみにて、なんそ

こう道院よりかたき

申つたへともハ御座なくや、

わたくしなどへハいつかふ

其よふなる事は不申候、

何もこう道院より

そのよふなる事なく、

栄しよう院はかりの

義ニ候へハ、まつたく

大心得ちかひの

事ニ御さ候、これは

内々にて申まいらせ候、

まことに

ごしんはいのほど

御さつし申まいらせ候

以上

六一四

〔二四・六×九五・九センチ〕

別書まいらせ候、

扱はしん道氏より

栄しよう院江置かれ候

大沢松庵と申入、

こう道院しつ家

安岡家相たてさせ候

よし、いさる榕庵分

こまゝ御申し

拝見いたし候、これまでニ

こう道院そん命申も、

いつかふニ左様なる義

申しも御座なく、

栄しよう院も其よふなる

義申しも御座なく、

まつたくよう庵は、

義りあるゆへによん所なく

しようちいたし候事と

そんし申候、それハ誠に

入らざる事、まつたく

栄松院心得ちかひ

之事、此よふなる事ニ

よう庵きを立候ニハ

及不申、宇田川家、

わたくしニおいても、

はなはたふしようちニ

御座候、くれぐれも

栄しよう院心得ちかひ

之義ニ御さ候間、よう庵ハ

きりあるゆへにしようち

いたし候事と存候へ共、

けつして此義ニおいてハ、

わたくし義ふしようちニ

御座候、さてく

めあしく、無し

御よめかね候、よくく

御よみハけ、御らん

被成可候、わたくしに置ても

くれぐれもふしようち、

左様ニ御しようち

被成可候、

用事のみ、

以上

(封)

別書

おぼろ

内用事

(別紙)

〔二七・五×九・六センチ〕

┌

田中おぼ

宇田川

よう庵様

内用事

┌

(別紙)

〔二五・三×八・四センチ〕

┌

田中

おはろ

宇田川

おせよ殿へ

御返事

┌

おせよ 宇田川榕庵の妻、世瓊。篠山藩医足立長雋の娘。